

組合員の  
皆さまへ

# 平成28年1月から各種申請書類の個人番号欄に あなたの個人番号（マイナンバー）を記入してください

平成28年1月から、資格取得・喪失の届出、氏名変更の届出、療養費、高額療養費、限度額適用認定証の申請等の様式に個人番号欄が設けられます。

マイナンバーは皆さまの手続きを確実かつ早期に進めるために必要な事項ですので、自分のマイナンバーを必ず記入してください。

また、資格取得届等には、「個人番号が記載された住民票」の添付をお願いします。

京都府建設業職別連合国民健康保険協会  
資格取得届  
(家族の追加加入)

京都府建設業職別連合国民健康保険協会 平成 年 月 日

住所 電話番号

氏名 個人番号

生年月日 性別

事業主 社会保障 出生 その他・国民健康・転入 後発種別

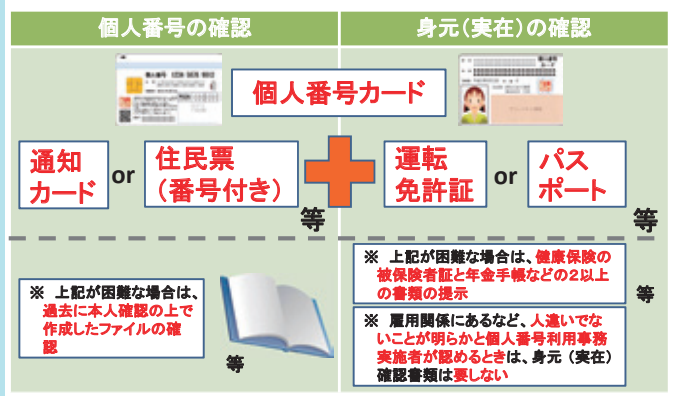
取得年月日

申請者 事務長 主任 担当

(例：個人番号欄付申請書)

## 申請しよう！個人番号カード

マイナンバー取得の際の本人確認では、**番号確認と身元確認**を行います。



- ・個人番号カードがあれば、1枚でマイナンバーの確認と身元確認が可能です。
- ・個人番号カードを取得していない場合、10月から届いている「通知カード」でマイナンバーを確認し、運転免許証やパスポート等で身元の確認が必要です。
- ・運転免許証やパスポート等がない場合の身元確認の方法は税や社会保障でそれぞれルールが決められています。(例)健康保険の被保険者証と年金手帳などの2つの書類等

《マイナンバー制度に関するお問い合わせは》 **コールセンター 0570-20-0178**

全国共通ナビダイヤル（通話料がかかります） 受付時間：平日9:30～17:30（土日祝日・年末年始を除く）